

## 暴力団排除条項に伴う預金取引規定改定等のお知らせについて

中央労働金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引の停止や解約に関する規定（暴力団排除条項）を普通預金・当座預金・貸金庫取引をはじめとする各種規定に盛り込むことといたしました。

なお、規定改定後の新規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

つきましては、改定いたしました内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

また、普通預金・当座預金・貸金庫取引をはじめとする各種お取引（以下、総称して「預金取引」といいます）をお申込みの際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をしていただくことといたしました。

なにとぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご不明の点がございましたら、誠に恐れ入りますが、お取引店までお問い合わせください。

### 記

#### 【反社会的勢力の排除に係る規定】

##### 1.（反社会的勢力との取引拒絶）

当金庫との預金取引は、次項、AからFおよびAからEのいずれにも該当しない場合に行えるものとし、次項、AからFおよびAからEの一つにでも該当する場合には、当金庫は預金取引のお申込みをお断りするものとします。

##### 2.（解約等）

次のからの一つにでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当金庫が判断する場合には、当金庫は預金取引を停止し、またはお客さまに通知することにより解約することができるものとします。

お客さまが預金取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前記AからEに準ずる者

お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為

以上

上記につきまして、ご不明な点等がございましたら、お客様相談デスクまでお問合せください。  
(お客様相談デスク) [フリーダイヤル ☎ 0120-86-6956](tel:0120-86-6956) (平日9:00~18:00)